

稲城市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は下記のとおりである。

令和8年6月1日

稲城市選挙管理委員会

記

稲城市における選挙権を有する者の総数の50分の1の数	1,550人
稲城市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数	12,913人
稲城市における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	25,826人